

印西市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特定建設工事共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として、複数の建設業者の間で結成される共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、大規模かつ技術的難度の高い工事であって、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額5億円以上の土木構造物工事
- (2) 設計金額7億円以上の建築工事
- (3) 設計金額3億円以上の設備その他工事

2 前項の規定にかかわらず、社会情勢、事業の目的、性質等に関し、第10条に規定する印西市入札等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、市長が承認したものについては、特定建設工事共同企業体に発注することができるものとする。

(構成員の要件)

第4条 特定建設工事共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 印西市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、構成員のうち少なくとも1社は対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上級の者
- (2) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから3年以上の営業実績がある者
- (3) 工事規模にかかわらず対象工事を構成する一部の工種を含む工事について元請けとして一定の実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者
- (4) 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社とする。ただし、設計金額が第3条各号に掲げる設計金額のおおむね2倍以上の工事については、3社とすることができる。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならないものとする。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の表に掲げる割合以上でなければならない。

構成員数	最小出資比率
2社	30%
3社	20%

(入札等審査会)

第10条 市長は、対象工事を特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ審査会に諮り、次に掲げる事項について意見を聴くものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体発注の適否

(2) 構成員数

(3) 代表者及び構成員の技術的要件等

(4) その他必要事項

(契約方法)

第11条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第1項に規定する一般競争入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2に規定する制限を付した一般競争入札の方法によるものとする。

(入札参加資格審査申請等)

第12条 市長は、特定建設工事共同企業体に発注するときは、あらかじめその旨及び次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、出資比率、代表者及び構成員の技術的要件等

(6) その他必要と認められる事項

2 特定建設工事共同企業体として特定建設工事共同企業体入札参加資格審査を申請しようとする者については、印西市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）に誓約書（別記第2号様式）、特定建設工事共同企業体協定書（別記第3号様式）、委任状（別記第4号様式）その他申請に必要な書類を添えて申請させるものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査会の審査を経て資格の有無について決定するものとし、その審査結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（別記第5号様式）により代表者に通知するものとする。

2 前項の審査により適格と認められた者は、資格者名簿に登録された者とみなすものとする。

(有効期間)

第14条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、市と契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

（編成表の提出）

第15条 市長は、契約を締結した日から7日以内に、契約企業体の代表者に特定建設工事共同企業体編成表を提出させるものとする。

（共同施工の確保）

第16条 市長は、契約企業体から提出された第12条第2項に規定する特定建設工事共同企業体協定書及び前条の編成表等に基づき、構成員による共同施工が行われているか、適宜調査を行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、共同施工が行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 市長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、指名停止等必要な措置を講ずるものとする。

（情報の公開）

第17条 市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条及び同法施行令（平成13年政令第34号）第7条並びに同法指針の規定により、次に定める事項を契約担当課において、掲示又は閲覧方式により公表するものとする。

（1）第4条に係る構成員の資格の要件は、告示、掲示又は閲覧をもって公表する。

（2）入札参加資格確認申請者の商号又は名称は、参加申請期限後、できるだけ速やかに、閲覧の方法をもってこれを公表する。

（3）入札参加資格を認めた申請者の商号又は名称及びその理由は、入札執行後、閲覧の方法をもってこれを公表する。

（4）入札参加資格がないと認めた申請者の商号又は名称及びその理由は、入札執行後、閲覧の方法をもってこれを公表する。

（準用規定）

第18条 この要綱のほか、入札に関する手続等にあつては、印西市制限付き一般競争入札実施要領の規定を準用するものとする。

（電磁的な措置）

第19条 本要綱に規定する公告又は告示、申請、通知提出等は、インターネットを含む電磁的な方法をもってこれを行うことができる。ただし、あらかじめ、印西市制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する当該事業の公告等にその内容、方法等を明記しなければならない。

（特定建設工事共同企業体に対する通知等）

第20条 特定建設工事共同企業体に対する行為は、すべて当該特定建設工事共同企業体の代表者に対し、行うものとする。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月25日から施行する。

印西市長

様

共同企業体の名称

_____ 特定建設工事共同企業体

構成員 (代表者) 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印
 (委任している場合は、委任先を記入)

構成員 所在地又は住所
 商号又は名称
 代表者氏名 印
 (委任している場合は、委任先を記入)

印西市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 制限付き一般競争入札に参加を希望しますので、下記のとおり関係書類を提出します。
 なお、申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 平成 年 月 日
- 2 事業名
- 3 事業場所
- 4 入札参加確認申請書記載責任者・連絡者 氏名
 電話番号 ()
 F A X ()

5 資格確認申請項目

		構 成 員 (代表)	構 成 員
(1) 発注工事に係る 年度経営事項審査総合数値			
(2) 本店又は支店・営業所等所在地 (要件に該当する本店又は支店・営業所等の市町村名を記入)			
(3) 専任配置予定の監理技術者等氏名			
(4) 出資比率		%	%
(5) 同種工事の施工実績			
工事 名 称 等	工 事 名		
	発 注 者		
	施 工 場 所		
	施 工 期 間		
	契 約 金 額		
	受注形態 (単体・共同企業体)		
工 事 概 要 等	規 模 等		
	構 造 形 式		
	工 法		
	技術的特記事項		

添付書類

- 1 誓約書 (別記第2号様式)
- 2 特定建設工事共同企業体協定書 (別記第3号様式) の写し
- 3 委任状 (別記第4号様式)
- 4 構成員それぞれの要件に該当する建設業法に基づく許可を受けた本店又は支店・営業所等が確認できる書類
- 5 構成員それぞれの要件に該当する専任配置予定技術者の資格を確認できるものの写しと雇用状況が確認できるものの写し
- 6 構成員それぞれの申請日直前に受けた経営事項審査結果通知書の写し
- 7 構成員それぞれの要件に該当する工事の施工実績を証する書類の写し (発注者・事業名・契約金額・契約期間・受注形態・工事内容が確認できる契約書及び設計図書の写し等)

備考：この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。

印西市長

様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

構成員
(代表者)

所在地又は住所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(委任している場合は、委任先を記入)

印

構成員

所在地又は住所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

(委任している場合は、委任先を記入)

印

誓 約 書

事業名 : _____

当該入札へ参加するにあたり、次に該当しない者であることを誓約します。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (4) 当該事業の入札日6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (5) 会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (6) 民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生計画決定がされていない者
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、印西市発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び当該工事に関連して当該工事に追加して発注される工事を含む。）を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 当企業体は、第1条に規定する工事を請負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当該企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の役割)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わないものとする。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の

承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外_____社は、上記のとおり_____特定建設
工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通
に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

構成員	住	所	
(代表者)	商号又は名称		
	代表者氏名		印
	受任者氏名		印

構成員	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名		印
	受任者氏名		印

委 任 状

印西市長 様

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

構成員	住 所	
(代表者)	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	受任者氏名	印

構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	受任者氏名	印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、印西市との契約について次の権限を委任します。

受任者	(共同企業体代表者)	
	住 所	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印
	受任者氏名	印

委任事項

- 1 見積及び入札に関する一切の権限
- 2 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- 3 請負代金（前払金・部分払金を含む）の請求及び受領に関する権限
- 4 代理人の選任について

印西市特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書

年 月 日

様

印西市長

印西市特定建設工事共同企業体入札参加資格確認結果について
このことについて、貴企業体の入札参加資格審査の結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	
事業名	
入札参加資格の有無	
	入札参加資格がないと認められた理由（入札参加資格が無の場合）

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

備考 この様式によりがたいものにあつては、この様式に準じて作成することができる。